

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止措置等について

令和2年3月2日 元予第2076号

大臣官房参事官（経理）から大臣官房統計部長、消費・安全局長、食料産業局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、政策統括官、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官、農林水産研修所長、農林水産政策研究所長、各地方農政局長、北海道農政事務所長 あて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、令和2年2月26日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣から、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後2週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところである。

については、既契約の工事及び業務に係る一時中止措置等に関し、下記のとおり取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。なお、通年維持工事等、履行されなければ公物管理等に支障をきたすものは、この限りではない。

記

1. 工事又は業務の一時中止措置等について

工事又は業務の契約は、工事の請負契約に係る契約書について（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）別紙の工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）又は建設工事に係る設計等業務の請負契約書について（平成8年2月23日付け8経第263号農林水産事務次官依命通知）別紙の業務請負契約書（以下「業務請負契約書」という。）に基づき実施しているところであるが、発注者においては、工事請負契約書第19条及び第20条又は業務請負契約書第19条及び第20条の規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととする。

なお、工事請負契約書又は業務請負契約書に類する契約書により契約している工事又は業務についても同様とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認する。その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、工事請負契約書又は業務請負契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、工事請負契約書又は業務請負契約書の規定に基づき、必要に応

じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、本通知発出の日から令和2年3月15日までの期間とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

2. 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1. の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。